



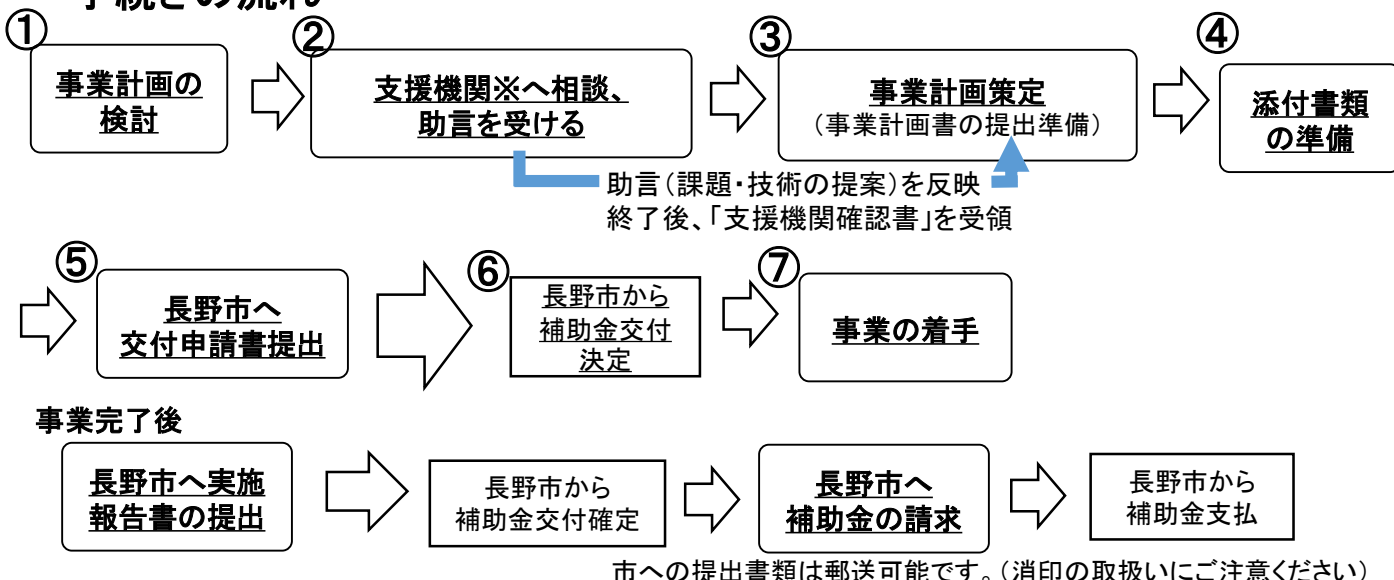
長野市小規模事業者 デジタル化支援事業補助金



長野市では、指定する支援機関※の助言・支援を受けて業務をデジタル化し、生産性向上を行う小規模事業者を対象に、機器を導入するための補助金を交付します。

対象事業	支援機関※の助言を受けた業務のデジタル化による事務効率化・生産性向上を行うための機器等の導入
対象者	小規模事業者のうち、市内に事業所又は事務所を有している法人・個人事業主 (令和5年4月1日時点で申請する事業所・事務所がない者、確定申告を行ったことのない者、みなし大企業を除く)
生産性向上の例	◆インボイス、電帳法改正への対応【重点事業】 ◇ソフトウェア導入による事務効率化(会計処理・受発注管理・決済システム・人事給与管理など) ◇キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化 など (重点事業については、優先的に交付決定を行います)
補助率等	1/2以内 (上限10万円または20万円) (国のIT導入補助金と一体的に行うハード整備、複数の事業所での取組については20万円)
条件等	・市税に未納(未申告を含む)がないこと ・他団体から該当経費について補助を受けていないこと ・機器導入後2年間、取組の継続及びフォローアップ調査に協力すること
募集期間 (第二次募集)	令和5年9月1日(金)から令和5年9月22日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

～ 手続きの流れ ～



市への提出書類は郵送可能です。(消印の取扱いにご注意ください)

※「支援機関」とは...

長野商工会議所 TEL:026-227-2428

長野市商工会 TEL:026-284-3053

信州新町商工会 TEL:026-262-2138

※長野商工会議所及び長野市商工会は本所及び支所で受付しています

長野市小規模事業者デジタル化支援事業補助金の概要

交付対象者

法人

- (1) 小規模事業者※であること
- (2) 令和5年4月1日以前から継続して市内に事業所又は事務所を有すること
- (3) 申請事業に係る確定申告を行っていること
- (4) みなし大企業でないこと
- (5) 暴力団関係者でないこと
- (6) 性風俗営業等の事業でないこと
- (7) 市税に未納(未申告を含む)がないこと

個人事業主

- (1) 小規模事業者※であること
- (2) 令和5年4月1日以前から継続して市内に事業所又は事務所を有すること
- (3) 申請事業に係る確定申告を行っていること
- (4) 暴力団関係者でないこと
- (5) 性風俗営業等の事業でないこと
- (6) 市税に未納(未申告を含む)がないこと

※「小規模事業者」とは、おおむね常時従事する従業員数が、製造業その他：20人以下、商業又はサービス業：5人以下の中小企業者

対象事業・経費

支援機関等の支援を受けて、デジタル化による生産性向上のために行う、次に掲げる事業の経費(税抜き)

支出項目 (経費区分)	内容
(1) ソフトウェア費	ソフトウェアの導入に要する経費
(2) ハードウェア費	パーソナルコンピューター、タブレット、デジタル複合機、キャッシュレス決済端末、POS、プリンター等の導入及び設定に要する経費 (税抜き単価3万円未満の機器を除く)

※ ハードウェア費として、パソコンやタブレット等の購入費用を計上する場合、生産性向上に関連が認められなければ、補助の対象とはなりません。また、補助事業に要する必要最小限のものが経費として認められます。(同種の機器は既存のものを含め事業所・店舗当たり原則1台まで)

提出書類

交付申請

- (1) 交付申請書(指定様式)
- (2) 事業計画書(指定様式)
- (3) 同意書兼誓約書(指定様式)
- (4) 積算根拠資料(見積書の写し)
- (5) (法人) 登記事項証明書の写し
(個人事業主) 住民票の写し
- (6) 直近の確定申告書の写し
- (7) 支援機関確認書(指定様式)
- (8) その他市長が必要と認める書類

実績報告

- (1) 実績報告書(指定様式)
 - (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
 - (3) 事業により取得もしくは構築したものが分かる写真等
- ※確定後、交付請求書(指定様式)の提出が必要です。

その他

- ・国のIT導入補助金と一体的に行う取組の場合は、必ず、本補助金の支援機関へ相談後に、国補助金の申請を行ってください。
- ・過去に同様の補助金を受けている場合、過去の補助金と重複する経費を今回の補助金で申請することはできません。
- ・既存のアナログ部分がない取組については対象となりません。
- ・令和5年4月2日以降に新たに始める事業や出店に係る経費は対象となりません。
- ・単独で20万円以上の経費については2者以上の見積りが必要です。
- ・ハードウェア費については、申請書類へ設置場所の明記等が必要です。
- ・補助事業の事前着手(交付決定前の機器導入など)はできません。
- ・機器導入後、2年間継続して補助事業を実施していないことが判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。



申請様式等は市ホームページからダウンロードできます。